

[4] DV被害者の心理

Q ドメスティック・バイオレンスにより、被害者はどのような影響を受けますか。

A 被害者は、人によりさまざまな影響を被ります。しかし、だからといって、被害者が加害者のもとから速やかに離れることができるわけではありません。

解 説

1 DVにより被害者が受ける影響

(1) 人により異なる

DVにより被害者が受ける影響は、人により多様であり、人により異なることがまず配慮されるべきです。

(2) 受けうる影響の例

DVの被害者が受けうる影響の例としては次のものがあります (Women's Aid 「Domestic Violence: Frequently Asked Questions Fact sheet 2009」)。

①友達や家族からの孤立、②収入や仕事の喪失、③ホームレス、④心配、抑うつあるいは自己の価値を低いと感じる経験などの感情的・心理的経験、⑤健康が優れない、⑥身体の傷害または継続する障碍、⑦女性が妊娠しているときは、流産あるいは早産、⑧仕事や学業の時間がとれなくなる、また、経済的安全や経歴への長期的な打撃、⑨死亡 (パートナーまたは過去のパートナーによる殺害)。

2 なぜ離れないのか

(1) この問いの問題点

「どうしてこの女性はDVの男性から離れないのか」という疑問は、その女性を助けたいと思う人も感じることもあるものです。しかし、その質問を女性に向けたときには、女性は自らの行為を説明・弁明すべき立場に置かれてしまいます。責められていると感じることもあるでしょう。しかし、本来責められるべきは、DVを行っている人です。

(2) なぜ離れないのか

前記の問題点について留意しつつ述べれば、おおよそ次のような理由で、DVの被害にあっている女性は、加害者のもとから去ることが困難なのだと考えられます（Women's Aid「Domestic Violence: Frequently Asked Questions Fact sheet2009」、森田ゆり『ドメスティック・バイオレンス 愛が暴力に変わるとき』51、52頁（小学館、2001）、山口のり子『DV ドメスティック・バイオレンスあなた自身を抱きしめて——アメリカの被害者・加害者プログラム』36～39頁（梨の木舎、2001））。

まず、加害者のもとにとどまり続けることは危険なことですが、加害者のもとから去れば、加害行為が止むわけではありません。

実際のところ、女性が逃げようと計画したり実行したりする時期は、しばしば最も女性とその子どもにとって危険な時期となります。加害者が、女性に対して、もし逃げたりしたらお前や子どもに危害を加える、あるいは殺すとさえ脅迫していることもまれではなく、多くの女性が加害者をこわがっています。

さらに、女性が逃げない理由として、とりわけ日本では、経済的な不安があります。

このほか、人により次のようなさまざまな理由があります。

- ① 女性は、まだパートナーの面倒を見ようとしていて、パートナーが変わることを望んでいるかもしれない（多くの女性が必ずしも関

係から離れることを望んでいるわけではなく、単に暴力が止むことを望んでいるだけである。)

- ② 女性は、生じた出来事について恥じており、それを自ら（女性側）の過失だと信じているかもしれない。
- ③ 女性は、将来について怯えているのかもしれない（どこに行くのか、何をしてお金を得るのか、永久に隠れていなければならないのか、そして何が子どもたちに起こるのか。)
- ④ 女性は、お金について、また女性自身と子どもたちの生活を支える費用について、心配しているのかもしれない。
- ⑤ 女性は、あまりに疲れている。あるいはあまりに不確かな気持ちでいるために、何を決めることもできないのかもしれない。
- ⑥ 女性は、どこに行けばよいのか分からない。あるいは逃げ場所が見つからないのかもしれない。
- ⑦ 女性は、家族や友人たちから孤立させられている。あるいは家から出ること、または助けを求めることを妨げられているのかもしれない。
- ⑧ 女性は、虐待の結果として、低い自己評価しか持てないのかもしれない。
- ⑨ 女性は、子どもたちのためにはとどまることがよりよいと信じているのかもしれない（例えば、子どもたちに父親がいることを望んでいる。あるいはひとり親であることと結びつけられてしまう偏見を防ごうと望んでいるのかもしれない。)
- ⑩ 女性は、子どもの親権を失うことになることを恐れているのかもしれない。

(3) どのようなことが必要か

では、女性が虐待者から離れるためにはどのようなことが必要でしょうか(Women's Aid 「Domestic Violence : Frequently Asked Questions Fact sheet 2009」)。

まずは、女性と子どもが1人の人間として尊重されること、自己の権利が実現されるべきことを知ることです。また、女性自身と子どもたちが安全に生活を変えるためには、取りうる選択肢があることと、支援を得られることが重要になります。虐待者から安全に離れるために、お金、住居、移転の手伝い、輸送手段、警察からの常時の保護、女性と子どもを守る法律的支援、保証された収入、それに心の問題についての支援などが必要です。

女性の中には、永久かつ安全に虐待者から離れるまでに、何度も離れようとしたり、やめたりする人もあります。女性がどのような選択をするにしても、女性が支援を受け続けることによって、女性と子どもたちがより安全でいられるようにできることが重要です。

虐待者と一緒にいるうちは継続的な支援を与えてはもらえないのだと女性が思ったならば、その人や団体に対しては、二度とその女性が助けを求めることはないでしょう。

3 サイクル理論

(1) 内容

レノア・ウォーカー氏は、女性に対する暴力がエスカレートするサイクルがあると主張しています。

すなわち、①暴力と心理的操作は時につれ、より悪質かつ頻繁になる。②暴力は不規則ではなく予想できる（けれども、女性には予想できないかもしれない）3段階のサイクルによって繰り返される。第1段階では、緊張が高まる時期（tension building）で、女性はパートナーをなだめようとすることがあり、それはある程度の効果があり、女性は暴力を何とかできると信じる。第2段階は、激しい殴打が起きる時期（acute battering incident）で、緊張は女性に対する暴力による攻撃によって解ける。これは最も短い時期で、最大で何日かである。女性

はこの時期には、暴力を終わらせることができるのは彼だけであって、自らは殴打者をコントロールできないと認識する。第3段階は、愛の悔悟と緊張の不在の時期 (loving-contrition and absence of tension) で、殴打者は、何度も謝罪し、二度としないと約束し、愛を誓う。この3段階のサイクルは、殴打の発生 (関係ではなく) (battering incidents(not relationships)) のうち少なくとも3分の2で起きる傾向がある (Lenore E. A. Walker 「Abused Women and Survivor Therapy」63～64頁 (American Psychological Association, 1994))。

(2) 批判

この理論については、①一定の場合にはある程度の関連性はあるかもしれないが、普遍的に当てはまるものではない (Women's Aid 「Cycle of Violence」 (<http://www.womensaid.org.uk/>)) との批判があります。また、②女性にとって、その第1段階では、「言うことを聞いてほしい人」であるにすぎず、その第3段階では、謝罪や誓いが破られることは分かっていることです。つまり、どの段階でも不安と緊張を強いられることは変わりありません。

ただし、実際のところ、緊張と暴力と謝罪を同時に繰り返す (謝罪しない者も多くいます。) ことによって、「加害者の本当の気持ちが分からない」といった心理状態に追い込む人があります。そのような加害者に接するときに注目すべきことは、加害者の本当の気持ちではなく、加害者の本当の価値観、つまり親密な関係にある女性を1人の人間として尊重するには値しないと加害者が考えているということです (ランディ・バンクロフト 『DV・虐待 加害者の実体を知る——あなた自身の人生を取り戻すためのガイド』41、109頁 (明石書店、2008))。

[46] 入所措置

Q

調査の結果、都道府県（児童相談所）が当面、親子分離が必要と判断した場合には、どのような措置が採られるのでしょうか。

A

長期の親子分離が必要と判断した場合、都道府県（児童相談所）は、児童福祉法27条1項各号の措置のうち3号の措置、すなわち、施設入所等の措置を採ることになります。

この3号措置は、親権者または未成年後見人の意に反して採ることができないとされているため、児童の施設入所につき、親権者や未成年後見人から拒絶の意が示された場合には、都道府県（児童相談所）は、家庭裁判所に対し、当該児童の施設入所の承認を求める審判申立てをすることになります。

解 説

1 施設入所等措置

調査の結果、保護者・親権者と当該児童の長期分離が必要であると判断された場合、都道府県（児童相談所）は、児童福祉法27条1項3号に基づき、施設入所等の措置（同意入所措置）を採ることになります。

具体的には、里親委託、乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設への入所等が検討されることになります。

2 施設入所措置の要件

児童福祉法27条1項3号の措置は、親権者または未成年後見人の意

に反して行うことができません（児福27④）。

この「意に反して」の意義は、親権者等が「反対の意思を表明しているときには強行できないという意味」と解されており（児童福祉法規研究会編『最新 児童福祉法・母子及び寡婦福祉法・母子保健法・精神薄弱者福祉法の解説』199頁（時事通信社、1999））、親権者等の承諾を得ない限り措置の決定ができないというように、親権者の積極的な同意が同意入所措置の要件となっているわけではありません。

よって、親権者が行方不明であって意思を確認できない場合や、あいまいな態度を繰り返している場合には、同意入所措置を採ることが可能です。しかし、親権者の一方が同意していても、他方が反対の意思を表明した場合には、次に述べる施設入所承認申立てが必要とされています（日本弁護士連合会子どもの権利委員会編『子どもの虐待防止・法的実務マニュアル〔第4版〕』111頁（明石書店、2008））。

なお、都道府県（児童相談所）の援助決定の客観化と医師・弁護士等の専門家からの意見聴取の必要性にかんがみ、政令の定めるところにより、同意入所措置決定およびその解除・停止、他の措置への変更の場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならないことになっています（児福27⑥）。

3 効果

同意入所措置により、当該児童は、適当と判断された施設等において生活することになります。

4 解除

前記2記載のとおり、同意入所措置を解除する際など一定の場合には、都道府県児童福祉審議会の意見聴取が必要とされます（児福27⑥）。

また、都道府県知事、児童相談所長等は、当該措置に係る児童の親

権者またはその未成年後見人に対し、解除理由について説明するとともに、その意見を聴取しなくてはならないとされています（児福33の4四）。

なお、平成19年法律73号による児童虐待防止法改正では、施設入所措置（児福27①三）を解除する場合には、保護者について福祉司指導措置（児福27①二）による指導を行うこととされた児童福祉司の意見を聴くだけでなく、当該児童の保護者に対して採られた指導の効果、当該児童に対する再度の虐待を予防するために採られる措置について見込まれる効果その他厚生労働省令で定める事項を勘案しなければならないとされました（児童虐待13）。

5 児童福祉施設入所措置承認申立て

保護者が児童を虐待しているなど、その保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合で、施設入所措置に親権者が明確に反対している場合、都道府県（児童相談所）は、児童福祉法28条1項に基づき、家庭裁判所に対し、当該児童の児童福祉施設等への入所措置承認審判申立てを行い（いわゆる「28条申立て」）、家庭裁判所の承認の審判を得た上で、施設入所等措置を採ることになります。

平成16年法律153号による児童福祉法改正より、家庭裁判所の承認による入所措置は、当該措置を開始した日から2年を超えてはならないと規定されました（児福28②）。そのため、入所措置から2年経過後、当該措置を継続しなければ、保護者が再度虐待ないし監護を怠るなどによって児童の福祉を害するおそれがある場合には、都道府県は、再度、家庭裁判所の承認を得なければなりません（児福28②ただし書）。

この場合、更新までの2年間は、子どもは施設で生活しているので、その間の保護者による虐待は想定できません。よって、この「害するおそれ」は、当初児童福祉法28条の承認を求めた際に問題となってい

た虐待行為の内容、措置解除に関する子どもの意思のほか、児童福祉法28条による措置期間中に家族再統合のための計画につき保護者がどの程度実行できているかにより判断されることとなります（岩佐嘉彦「児童虐待への法的対応—改正児童虐待防止法、児童福祉法改正案を中心に—」現代刑事法No.65、64・65頁（立花書房、2004））。

6 不服申立て

却下審判に対しては、申立人から（特家審規20①・3の5）、承認の審判に対しては、児童を現に監護している者または親権者もしくは未成年後見人から、それぞれ高等裁判所に即時抗告をすることができます（特家審規20②）。

申立期間は、特別の定めがある場合を除き、即時抗告をすることができる者が審判の告知を受けた日から、告知を受けないときは事件の申立人が告知を受けた日から、2週間となっています（家審14、家審規17）。

7 児童福祉法28条1項の承認申立審判前の保全処分

一時保護中の児童につき、その保護者について児童虐待防止法12条1項に基づき、面会・通信の全部が制限されているケースでは、児童福祉施設入所承認の審判の申立てが行われた際、別途申立てにより、裁判所は、同審判の効力が生じるまでの間、当該児童の住所もしくはは居所、就学する学校その他の場所において、当該保護者が当該児童の身辺へつきまとい、またはその通常所在する場所付近をはいかいすることを禁じることができます（特家審規18の2）。

児童福祉法28条申立ての審理期間は、平成20年の統計（速報値）で3か月以内の終結が56.3%とされていますので、その間も、児童の安全のために保護者の面接強要等を制限する必要がある場合に保全処分の申立てがなされることとなります。

[90] 日常生活自立支援事業の活用

Q

80歳で一人暮らしをしているAさんは、別居している息子がたまにやってきて、お金を無心されて困っていました。今後も、息子が勝手に預金通帳を持って行ってお金を下ろしてしまわないか心配です。自分は生活に必要な現金だけ手元にあればよいので、預金通帳を預かってくれるところはないでしょうか。

A

お住まいの市区町村の社会福祉協議会には、預金通帳の預かりや日々の見守りを依頼できる日常生活自立支援事業という制度があります。

解 説

1 日常生活自立支援事業とは

(1) 日常生活自立支援事業の概要

平成11年10月、厚生労働省は、認知症高齢者などの日常生活に不安のある方を対象に、福祉サービスの利用援助や金銭管理の援助を行うことを目的に「地域福祉権利擁護事業」を創設しました。

その後、この名称をより分かりやすいものとするため、平成19年4月に「日常生活自立支援事業」と名称変更されました。

「日常生活自立支援事業」とは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う制度です。

実施主体は、都道府県・指定都市社会福祉協議会（窓口業務等は市区町村の社会福祉協議会等で実施。）です。

(2) 利用の手続

ア 対象者

本事業の対象者は、次のいずれにも該当する者です。

- ① 判断能力が不十分な者（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な者）
- ② 本事業の契約の内容について判断しうる能力を有していると認められる者

イ 援助の内容

本事業に基づく援助の内容は、次に掲げるものを基準とします。

- ① 福祉サービスの利用援助
- ② 苦情解決制度の利用援助
- ③ 住宅改造、居住家屋の貸借、日常生活上の消費契約および住民票の届出等の行政手続に関する援助等

前記に伴う援助の内容は、次に掲げるものを基準とします。

- ① 預金の払戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理（日常的金銭管理）
- ② 定期的な訪問による生活変化の察知

ウ 手続の流れ

利用希望者は、市区町村の社会福祉協議会等に対して申請（相談）を行います。

市区町村の社会福祉協議会等では、専門員が利用者本人と面接し「契約締結判定ガイドライン」に基づく調査を行い、利用希望者について援助の必要性、生活状況や希望する援助内容や本人の利用意思を確認し、本事業の契約の内容について判断しうる能力の判定を行います。

利用希望者が本事業の対象者の要件に該当すると判断された場合には、利用希望者の意向を確認しつつ、援助内容や実施頻度等の具体的な支援を決める「支援計画」を策定し、契約が締結されます。

なお、支援計画は、利用者の必要とする援助内容や判断能力の変化等利用者の状況を踏まえ、定期的に見直されます。

エ 利用料

実施主体（都道府県・指定都市社会福祉協議会ですが、各市区町村の社会福祉協議会等に任されていることもあります。）が定める利用料を利用者が負担します。

～参考～

実施主体が設定している訪問 1回当たり利用料平均1,200円

書類等預かりサービス 1月当たり500円等

ただし、契約締結前の初期相談等に係る経費や生活保護受給世帯の利用料については、無料となっています。

(3) 実施主体の適正性の確保

契約内容や本人の判断能力等の確認を行う「契約締結審査会」および適正な運営を確保するための監督を行う第三者的機関である「運営適正化委員会」を設置することにより、契約による事業の信頼性や的確性を高め、利用者が安心して利用できる仕組みとなっています。

2 虐待案件における日常生活自立支援事業の意義

(1) 支援員による見守り

日常生活支援事業の契約をした高齢者の世帯に対しては、定期的に社会福祉協議会に所属して、研修などを受けている生活支援員が通うこととなります。例えば、預金の出し入れが困難な者のために、これを預かって、毎月必要な現金だけを下ろして、自宅に届けます。また、見守りの契約であれば、定期的に自宅を訪問します。

このような関わりを通じて、契約者の生活や健康状態に変動があったときでも、早期に発見することが可能となり、何らかの虐待の被害者になっていた場合でも、本人が相談しやすい環境が整います。場合によっては、本人が気づいていない虐待を発見することもあります。

(2) 成年後見との連携

日常生活自立支援事業の利用は、社会福祉協議会等との契約によって開始されますから、本人に契約締結能力がなければなりません。したがって、後見類型に該当する高齢者は利用できません。

しかし、保佐・補助類型に該当する者であれば、契約が可能です（微妙なケースは前記のとおり契約締結審査会の判定を受けます。）。成年後見制度を利用することを逡巡する場合でも、日常生活自立支援事業ならば、比較的に利用しやすいという利点があります。

また、まずは日常生活自立支援事業の契約をして、見守りをしてもらいながら、判断能力が低下し、成年後見制度を利用する必要が生じた場合には、速やかに申立手続を行うことが可能となります。

現在、親族後見人、専門家後見人以外の第三の後見人として「市民後見人」の導入を検討している自治体が、少しずつではありますが増えています。日常生活自立支援事業の生活支援員が、市民後見人として選任されるケースが将来的には増えることが予想されます。

(3) 後見人との並存

従来、日常生活自立支援事業の契約は、成年後見制度が開始した場合には終了するとされてきましたが、現在は、日常生活自立支援事業の契約を成年後見の開始後も継続させ、生活支援員が日常の見守りを行い、専門家後見人が財産管理や身上監護を行うという形で役割分担をする方策も検討されています。

専門家後見人としては、日常生活自立支援事業の契約の有用性を認識し、必要が生じた場合には、地元の社会福祉協議会に相談してみるとよいでしょう。